

校区コミュニティ活動補助金

利用の手引き

令和5年度版

枚方市市民活動課

1. 補助金の概要

校区コミュニティ活動補助金は、小学校区単位で交付していた各種補助金を段階的に統合し、創設された補助金です。地域の特色を生かして弾力的に活用できる基礎額（均等割額及び人口割額）と、用途を限定した特別事業（青色防犯パトロール活動補助金）の二段構成となっています。

安全で魅力あるまちづくりの推進と地域住民の連携の推進のために、各校区コミュニティ協議会において、補助金を有効的にご活用ください。

補助金算定額			
基礎額	均等割額	947,000 円	基礎額は、均等割額と人口割額の合算額です。 人口割額は、令和5年1月1日現在の小学校区内人口1人に28円を乗じた額（100円未満切捨て）で算定しています。
	人口割額	28 円（1人当たり）	
特別事業	青色防犯パトロール活動補助金	20,000 円 （実施校区のみ）	青色防犯パトロール活動補助金は、用途指定の補助金であり、他の目的への流用はできません。なお、 <u>大阪府指定の青色回転灯の使用を認められた団体で、実施2年目以降の校区が対象</u> となります。

2. 補助対象となる活動

校区コミュニティ活動補助金は、校区コミュニティ協議会（構成団体を含む）が行う次の活動を補助対象とします。

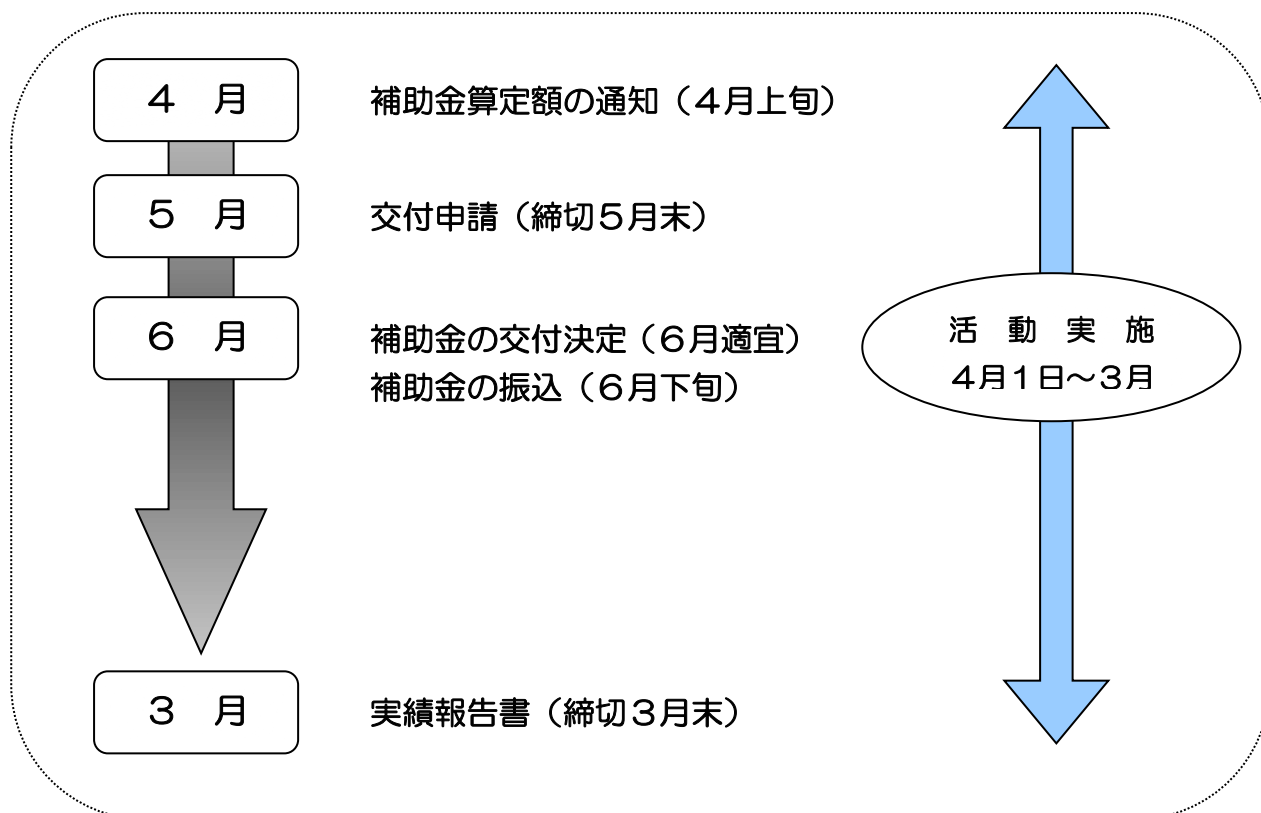
- (1) 校区コミュニティ協議会の組織の充実を図るための活動
- (2) 安全で魅力あるまちづくりの実現を図るための活動
- (3) コミュニティ活動の充実を図るための活動
- (4) 生活環境及び美観の維持・保全を図るための活動

補助対象となる活動の参考事例は、別表（5ページ）を参照してください。

3. 補助金の1年間の流れについて

毎年4月上旬に、校区コミュニティ協議会会長に対して、校区コミュニティ活動補助金の算定額を通知させていただきます。この算定額をもとに、補助金の申請を5月末日までに行ってください。市は、申請書類を審査のうえ、補助金の交付決定を行い、6月下旬までに補助金を交付(概算払い)します。

補助金の実績報告は、3月末日までに行ってください。市は、実績報告の内容を審査のうえ、補助金の交付確定を行います。手順、必要書類等については、補助の流れ(3ページ)をご参照ください。



4. 注意事項

- ①他の補助金制度との併用はできません。
- ②補助事業の内容(事業計画書、予算書、事業報告書、決算書等)は、市ホームページ等で公表させていただきます。個人情報記載にはご注意ください。
- ③「自主防災活動」と「校区福祉活動」の実施が補助金交付の条件となります。計画書及び予算書に記載されている両活動の内容が、前年度と比べ著しく変動している場合等にはヒアリングを行い、必要に応じて是正をお願いすることがあります。

補助の流れ(必要書類等)

手順	手続き	必要書類等
1	申請	<p>【 校区 ⇒ 市 】</p> <p>申請関係書類(①～⑤)に必要な事項を記入し、5月末日までに市民活動課に提出してください。</p> <p>①交付申請書(様式第1号)</p> <p>②校区コミュニティ協議会事業計画書(様式第2号)</p> <p>③校区コミュニティ協議会予算書(様式第3号)</p> <p>※予算書支出合計額が、補助金算定額に満たない場合は、予算書合計額が補助金の上限額となります。</p> <p>④青色防犯パトロール活動 計画書・予算書(様式第4号)</p> <p>⑤交付請求書兼口座振込依頼書(様式第5号)</p> <p>※請求書の申請者欄には署名が必要です。</p> <p>※請求書は、補助金申請者欄、口座振込依頼先欄のみ記入し、日付などその他の欄は記入不要です。</p> <p>⑥ 校区コミュニティ協議会役員名簿</p> <p>⑦ 校区コミュニティ協議会組織図</p> <p>⑧ 校区コミュニティ協議会規約</p>
2	交付決定	<p>【 市 ⇒ 校区 】市は申請関係書類を審査の上、補助金交付決定通知書を送付します。</p>
3	補助金交付	<p>【 市 ⇒ 校区 】市は概算払いで補助金を指定口座に振込みます。</p>
4	活動実施	<p>【 校区 】計画書に基づいて活動を実施してください。</p> <p>※交付決定日の属する年度の4月1日から3月末日までの活動(翌年度の活動に向けた準備を含む)が補助の対象活動(補助金の支出が認められないものを除く)です。</p> <p>※事業の中止等、事業計画の変更により、補助金額に影響が出る恐れがある場合は、市民活動課にご連絡ください。</p>
5	完了報告	<p>【 校区 ⇒ 市 】</p> <p>実績報告関係書類(①～⑥)に必要な事項を記入し、3月末日までに市民活動課に提出してください。</p> <p>①実績報告書(様式第6号)</p> <p>②校区コミュニティ協議会事業報告書(様式第7号)</p> <p>③校区コミュニティ協議会決算書(様式第8号)</p> <p>④青色防犯パトロール活動報告書・決算書・支出証明書(様式第9号)</p> <p>⑤交通費支出証明書(様式第10号)</p> <p>⑥食糧費支出証明書(様式第11号)</p> <p>⑦領収書(写)※領収書の取扱い(4ページ)にご留意ください。</p> <p>※完了報告の際は、領収書(原本)もご持参ください。</p>
6	補助金確定	<p>【 市 ⇒ 校区 】市は実績報告関係書類を検査し、補助金の確定を行い、各校区へ補助金交付確定通知書を送付します。</p> <p>※交付確定額(決算額)が補助金の交付額に満たない場合は、その差額は返還となります。</p>

(注)手順2・3・6については、市が行う事務です。

領収書の取扱い

校区コミュニティ活動補助金の実績報告書に添付する領収書(写し可)は、補助金交付額に係るものとし、その取扱いは次のとおりとします。

- ①領収書は、「発行日」、「金額」、「使途」、「受取り名義」、「発行元」が明記されたものを必須とします。なお、講師謝礼の領収書は「発行元名義」、「発行元住所」、「押印」を必須とします。
- ②領収書の受取り名義は「校区コミュニティ協議会」又は、校区コミュニティ協議会組織図に記載の構成団体あてとしてください。
- ③領収書は、実施した事業単位で分類し、可能な範囲で整理をしてください。(目的が不明確な領収書は認められません。)
- ④補助金の「基礎額」と「特別事業費」を合算して支出した場合は、当該領収書にその内訳を記載し、校区コミュニティ協議会会長が証明を行ってください。
- ⑤領収書が入手できない支出については、原則として認められません。ただし、「交通費」(原則として電車、バス)は、所定の様式(交通費支出証明書)により、校区コミュニティ協議会会長の証明がある場合に限り、補助金の支出として認められます。
- ⑥「青色防犯パトロール車の燃料費」については、所定の様式(支出証明書)に、領収書を貼付してください。
- ⑦金融機関を通じて支出し、領収書の入手が困難な場合は、金融機関が発行する振込明細書等及び請求書をもって補助金の支出として認められます。
- ⑧校区コミュニティ活動補助金の対象事業において、スタッフのイベント等への従事時間、又は市が推進・推奨する研修会への参加時間が4時間以上で、昼食時間をまたぐ必要があり、所定の様式に校区コミュニティ協議会代表者の証明がある場合に限り、スタッフ又は研修参加者の一人あたり 1,500 円以内の飲食について、補助金の支出として認められます。なお、食糧費の支出は、補助金総額の 10%を上限としています。

領収書	〇〇〇〇年〇月〇日
〇〇校区コミュニティ協議会 様	
金額 ￥10,000-	
但し、やぐら設置代として 上記正に領収しました	
株式会社 市民活動商会	
〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町 2-1-20	
電話 072-841-1221	

補助金として認められない支出

- ① 役員等一部の関係者の食事及び懇親会に係る経費
 - ② 酒類など、補助金としてふさわしくない支出
 - ③ 使途が特定できない経費
 - ④ 領収書の発行元が個人(講師謝礼は除く)の場合又は、校区コミュニティ協議会の構成団体間で支出した経費(但し、コピー代等実費相当分は除く)
 - ⑤ 冠婚葬祭に係る経費
 - ⑥ 寄付金・協力金・寸志など補助金としてふさわしくない経費
 - ⑦ 電話やインターネットを利用した通信費
- ※契約者が校区コミュニティ協議会名義、又は個人であっても、明らかに校区コミュニティ協議会専用のものであり、校区コミュニティ協議会会長の証明がある場合に限り、補助金の支出として認められます。
- ⑧ 人件費(講師謝礼を除く)
 - ⑨ その他、補助金としてふさわしくない経費

		対象活動	補助金の対象となる支出(参考例)
		校区コミュニティ活動補助金	基礎額
安全で魅力あるまちづくりの実現を図るための活動	○子ども会活動・青少年健全育成活動に関する経費 ○交通対策・防犯活動に関する経費 ○文化祭・体育祭・スポーツ大会等の事業経費 (設営費、事務費、保険料、テント、用具等購入費等) ★自主防災活動に関する経費(*6ページ参照) (防災訓練経費、防災資機材の購入費、資格取得に係る経費、防災マップ作成費等) ★校区福祉活動に関する経費(*7・8ページ参照) (個別援助活動、グループ援助活動、校区福祉委員会活動等)		
コミュニティ活動の充実を図るための活動	○祭り、餅つき大会などの事業経費 (設営費、光熱費、事務費、ごみ処理代、保険料、参加賞代等) ○研修会・講習会の学習活動に関する経費 (講師謝礼、設営費、資格取得に係る経費、印刷代等) ○地域広報に関する経費 (広報紙の発行費、ポスター作成費、掲示板の設置費等)		
生活環境及び美観の維持・保全の活動	○地域清掃に関する経費(清掃用具購入代等) ○緑化・美化運動に関する経費		
	特別事業	青色防犯パトロール活動 青色回転灯を装備した自動車による安全・安心なまちづくりの充実を図るための活動	○大阪府指定の青色回転灯の使用を認められた団体による青色防犯パトロール活動に要する経費 (青色防犯パトロール車の維持管理費、燃料費等)

★自主防災活動及び校区福祉活動は必ず実施してください。

自主防災活動に関する経費

対象活動	支出例
広報等	印刷費、事務費、通信運搬費、会場費、交通費、講師謝礼、光熱費、保険料、食糧費、防災マップ作成費、材料費、資格取得に係る経費など
会議	
研修等	
防災訓練	
避難訓練	
炊き出し訓練	
水防訓練	
防災キャンプ	
資機材等	トランシーバー、多機能ラジオ、メガホン、LEDライト、たすき、ジャッキ、投光器、ジャンパー、ブルーシート、カイロ、スリッパ、ヘルメット、簡易トイレセット、担架、リヤカー、チェーンソー、スコップ、ツルハシ、一輪車、プラカード、防災シート、清掃用具、土嚢袋、消火器等、調理用品、カセットコンロ、発電機、ガソリン携行缶、バケツ、テント、倉庫、ソーラーランタン、軍手、コードリール、安全ベスト、帽子、ハシゴ、水中ポンプ、緊急呼子笛、かまどセット、救助工具セット、携帯用浄水器、テーブル、椅子、救命胴衣、安全靴、長靴、パソコン、プリンター、住宅地図など
備蓄品等	カンパン、非常食、アルファ化米、缶詰、飲料水、粉ミルク、燃料、毛布、毛布用ケース、電池、シャンプー、トイレトイレットペーパー、オムツ、救急箱、保温シート、ローソク、マスク、ごみ袋など
その他	その他、事業の目的を達成するために必要な経費

校区福祉活動をサポートします！

校区福祉活動は、地域の高齢者、障害(児)者、および子育て中の親子など、みんなが地域の中で孤立することなく安心して生活できるよう、地域住民の参加と協力による支え合いや、助け合いを推進する事業です。校区福祉活動に関するサポートは、**社会福祉協議会のCOW(コミュニティワーカー)**や**CSW(コミュニティソーシャルワーカー)**へ気軽にご相談下さい。



校区福祉活動

個別援助活動（見守り・声かけ訪問活動など）
グループ援助活動（いきいきサロン活動、世代間交流活動、子育て支援活動など）
校区福祉委員会等活動（広報・啓発活動、研修・学習活動など）

ボランティアや福祉体験など、学び合いを通じ活動者を支援します。

地域福祉活動に関する情報を提供します。

サポート

活動・企画と一緒に考え、調整・サポートを行います。

活動の悩みや地域住民の生活課題についての相談に応じます。



しゃ きょう
〈社会福祉協議会〉

住みよいまちづくりをめざして
地域福祉活動をサポートします！



●ご相談は・・・●

地域福祉課 共通 TEL：072-807-3448

【枚方市社会福祉協議会 地域福祉課】

〒573-1191 枚方市新町2丁目1-35 ラポールひらかた内

TEL：072(807)3448 FAX：072(841)0182

校区福祉活動の対象事業

	対象活動	参考例
個別援助活動	見守り・声かけ 訪問活動	支援を必要とする者に対する見守り、安否確認、声かけ訪問を行う。
	その他	家事援助活動、介護・介助援助活動、軽作業援助活動、ガイドヘルプ活動、介護用品・自助具リフォーム活動、配食サービス活動他
グループ援助活動	ふれあい食事(会食) サービス活動	ボランティアの協力を得て、高齢者・障害者等と地域住民とが一緒に昼食をとり交流を図る。
	いきいきサロン活動	ボランティアと高齢者・障害者等が協力して活動内容を企画、運営しながら楽しい仲間づくり等を行う。
	ミニデイサービス活動	保健・福祉・医療関係者・ボランティア等が地域の集会所等を利用し、要介護高齢者・障害者等を対象にしたプログラムを用意し、活動を通じて介護予防とともに交流を図る。
	地域リハビリ活動	作業療法士、理学療法士等の専門家の指導とボランティアの協力により、専門家が用意したプログラムによる高齢者、障害者を対象とした小地域でのリハビリ活動を行う。
	世代間交流活動	地域の高齢者等から昔からの遊びを教わったり、昔の生活の話や聞くこと等により、子どもと高齢者等との交流を図る。
	子育て支援活動	子育て中の親子等が集まり、ボランティアと一緒に子育てについての交流活動や相談活動などを行う。
	その他	その他、事業の目的を達成するために必要なグループ援助活動
校区福祉委員会等活動	地域住民に対する広報・啓発活動	小地域単位で機関紙、ちらし等を配布し、より多くの地域住民に対し活動の周知を図る活動。
	研修・学習活動	活動の担い手となる地域住民等の募集・指導・育成を行うとともに、小地域単位での活動計画づくりに取り組む活動。
	連絡・調整活動	事業推進のため、定期的かつ必要に応じて開催する、関係機関・団体間の連絡調整会議、支援を必要とする人の課題解決や活動の改善に向けた協議、情報交換等を行うための会議の設置・開催等
	その他	その他、事業の目的を達成するために必要な校区福祉委員会等活動
	その他	各活動を実施するうえで、必要な備品等購入経費(用具保管ロッカー購入経費等)

よくある質問

Q 領収書はどのように整理すればよいですか。

領収書は事業ごとに仕分け、A4用紙に張り付けるなどのご協力をお願いします。

また、領収書を受け取ったら、「発行日・金額・但し書き・受け取り名義・発行元」がきちんと記載されているかを確認するようにしましょう。不備があった場合は、その場で訂正をお願いするようにしてください。

Q インターネットで物品を購入しても良いですか。

補助対象となる活動に係る物品の購入であれば、インターネットで購入した場合も補助金の対象になります。ただし、領収書は必要であるため、物品を購入する前に、領収書の発行方法について確認するようにしてください。また、領収書を取り寄せたり、ホームページからダウンロードしたりする必要がある場合は、購入後速やかに行いましょう。

Q 講師謝礼の領収書で、押印の代わりにサインでも良いですか。

サインは不可です。

Q イベントで使用する物品を購入するため、自家用車を使用しました。
ガソリン代は補助金の対象になりますか。

ガソリン代は対象になりません。

ただし、レンタカーを使用した場合のレンタル料や、発電機やチェーンソー等を使用するために購入したガソリンは対象になります。

Q 校区福祉活動で使用する物品を保管するロッカーは補助金の対象になりますか。

対象になります。

Q 校区の避難所が開設された際の、避難者や担当者の飲食代は補助金の対象になりますか。

対象になります。

Q イベント参加者が会場まで移動するためのタクシー代は補助金の対象になりますか。

原則、対象になりません。ただし、参加者が高齢である等の理由によりで、タクシーを利用しないとイベントへ参加できないなど、やむを得ない場合は認めます。

Q 駐車場代は補助金の対象になりますか。

原則、対象になりません。ただし、イベント等の開催に必要な荷物の運搬等のため車が必要で、周辺に有料駐車場しかない場合など、必要最低限の利用に限り認めます。

**Q 補助金の一部を構成団体である自治会に渡しています。
その際に、自治会が発行した領収書は補助金の対象になりますか。**

構成団体間の領収書は対象になりません。

実際に自治会が商品を購入した際に、商店等から発行された領収書を添付してください。

なお、自治会が発行する自治会館使用料やコピー機使用料に係る領収書は補助金の対象となります。

**Q 学校の吹奏楽部に演奏を依頼しました。
謝礼の領収書の名義はどのように記載してもらえば良いですか。**

学校名・部活名・代表者の役職・氏名(フルネーム)の明記と押印で可とします。

(例) 枚方〇〇中学校 吹奏楽部 顧問 △△ □□ ㊞

Q 自宅用に個人が購入した日用品を校区イベントで使用したため、使用した分に相当する金額を校区から支払いました。この際に、個人名義で発行された領収書は補助金の対象になりますか。

対象になりません。

Q 会議とレクレーションを兼ねた日帰りのバスツアーを実施しました。バス代は補助金の対象になりますか。

視察・研修等で現地に赴かなければ目的が達成できない場合において、その目的地までにかかるバス代等の交通費は補助金の対象になります。単なる会議など、現地に赴かなくても目的が達成できるものについては認められません。

Q 食糧費支出証明書で飲食代の支出が認められる場合の、「市が推進・推奨する研修会」とはどんなものですか。

市(関係機関を含む)が主催または共催しているものなどを指します。

Q 食糧費支出証明書で飲食代の支出が認められる場合の上限である「補助金総額10%」とは基礎額の10%のことですか。

基礎額と特別事業を合わせた額の10%です。

<問い合わせ>

〒573-8666

枚方市大垣内町2丁目1-20

枚方市役所 市民活動課

TEL 841-1273 (直通)

FAX 841-5133 (直通)